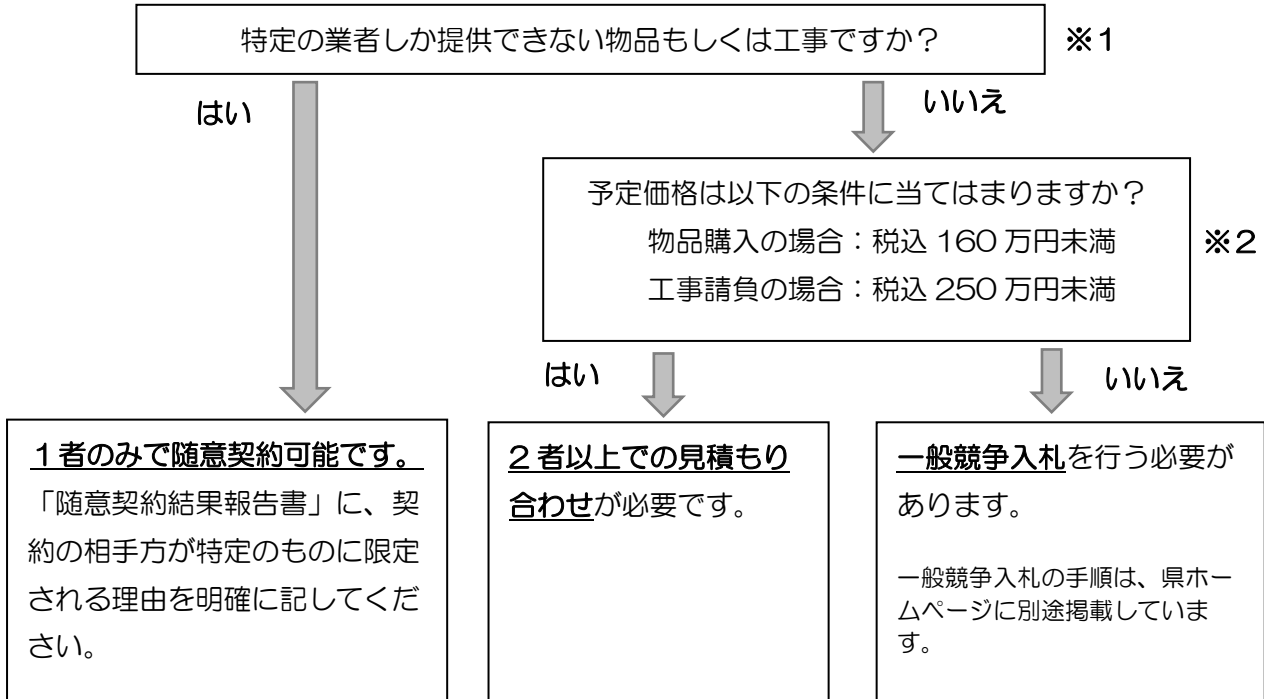


下記のフローチャートを参考に、必要な手順を確認してください。



※1 特定の業者しか提供できない例

- メーカーが販売代理店をもっておらず、直販でしか購入できない場合
- すでに導入しているソフトの更新など、既存システムを構築した業者しか対応できない場合

特定の業者しか提供できないと認められない例

- ×取引のある業者が 1 社しかない場合
 - 取引のない業者にも広く公告し、価格による競争を行う必要があります。
- ×価格交渉により値引きしてもらえた場合
 - 最も安い価格かはわからないため、他社と比較する必要があります。



※2 何種類かの物品を購入するとき、予定価格の条件は？

→契約ごとの金額で判断します。

例) A 事業所 30 台、B 事業所 20 台のスマホを同時に購入する場合：50 台分の金額で判断します。

例) ソフトを X 社、タブレットを Y 社から購入する場合：ソフトだけの金額、タブレットだけの金額で判断します。

※ 適切でない方法で契約されたことが判明した場合、交付された補助金を返還しなければならないことがあります。